

(2) 私的複製 (122-5条2号)

(a) 趣旨

私的複製は、私的領域で行われる複製のコントロールが不可能であるという実務上の理由と、プライバシー保護のために、例外とされる。

私的複製は例外であって、私的複製「権」という権利を与えるものではない(破毀院第1民事部2008年6月19日判決 Malholland Drive 事件)。

(b) 要件

複製を意味する用語として、法文では *copie* と *reproduction* の用語が用いられているが、特段の区別はないとされる。

私的複製の例外を享受する要件は、①主体について、複製する者自身の私的使用に厳密に充てられること、②使用の態様・目的について、私的使用であり、集団使用を目的としないものこと、および③複製元の適法性である。

まず、主体について、①複製する者自身の私的私用に厳密に当てられる複製であることを要する。この点は欧州指令と異なり、欧州指令は例外を享受する要件として、主体をこのように限定していない。この点に関し、コピー機を設置し顧客にコピーさせているコピー業者への適用が問題となった事件において、破毀院は、この場合において複写する者は、顧客のために複写装置を利用させる者であると判断した(破毀院第1民事部1984年3月7日 *Rannou-Graphie* 事件)。したがって、コピー業者に例外は適用されない。

次に、複製の態様・目的について、②私的使用であり、集団的使用を目的としないことを要する。私的使用は、本人の使用に限定されず、家族や限られた友人内での使用でも例外を享受できる。企業内・団体内の使用は該当しない。教育目的での使用も、集団的利用に該当するので、私的複製にはならない。

2011年法により、③複製元の適法性の要件が追加された。欧州司法裁判所の判例も、著作物が合法的に公衆に利用可能とされたものであることが必要であるとする(欧州司法裁判所2014年4月10日 C-435/12)。

私的複製の規定は、①原著作物が創作された目的と同じ目的のために使用されることとなる美術の著作物の複製、②保全コピー以外のプログラムの複製、③電子的データベースの複製を除外している。

(c) 技術的保護手段と私的複製との関係

技術的保護手段(コピーガード)は、私的複製を妨げることになる関係で、私的複製との関係が問題となる。まず、情報社会指令6.1条が加盟国に回避に対する適法な法的保護を定めるよう義務づけていること、同指令前文39項にこのような例外または制限

が技術的手段の使用を妨げるものではないことを明記していること、私的複製は権利ではないことから、技術的保護手段の合法性に問題はない。フランス著作権法は、技術的保護手段と例外の受益との調整を図るための規定がある(331-6条、331-7条)。